

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 小西 秀明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 小西 秀明
【縦覧に供する場所】	当社中部支社 （名古屋市中村区名駅四丁目8番18号） 当社関西支社 （大阪市北区中之島二丁目3番33号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 1【提出理由】

今般、当社は、当社の株式報酬制度の目的、当社の業況、対象となる各執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、2026年3月31日付（以下「本決議日」といいます。）の取締役会決議において、在任条件型リストラクテッド・ストック・ユニット制度（以下「在任条件RSU制度」といいます。）に基づき、当社の執行役員3名（以下「対象執行役員（在任条件RSU）」といいます。）に対して、在任条件型リストラクテッド・ストック・ユニット（以下「在任条件RSU」といいます。）を付与することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 銘柄

三井物産株式会社 普通株式

### (2) 株式の内容

処分・発行数 116,400株

注：処分・発行数は、当社の在任条件型リストラクテッド・ストック・ユニットに関する内規に基づき最も処分・発行数が増える場合を想定した数としております。

処分・発行価格及び資本組入額

#### (i) 処分・発行価格

1株につき6,289円

#### (ii) 資本組入額

該当事項はありません。

注：処分・発行価格は、本決議日前日の東京証券取引所における当社の普通株式の日次終値としております。在任条件RSUに係る株式の割当ては、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

処分・発行価額の総額及び資本組入額の総額

#### (i) 処分・発行価額の総額 732,039,600円

#### (ii) 資本組入額の総額

該当事項はありません。

注：処分・発行価額の総額は、在任条件型リストラクテッド・ストック・ユニットに関する内規に基づき最も処分・発行数が増える場合を想定した処分・発行数に、本決議日前日の東京証券取引所における当社の普通株式の日次終値を乗じた金額としています。在任条件RSUに係る株式の割当ては、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

### (3) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の執行役員（取締役を兼務する者を除きます。） 3名 116,400株

### (4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

### (5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社は、当社の取締役会決議により、対象執行役員（在任条件RSU）に対して、在任条件RSUとして、対象執行役員（在任条件RSU）が在任条件RSUに係る当社普通株式を譲渡制限付きで受領する権利（以下「本権利」といいます。）を付与します。本権利は、対象執行役員（在任条件RSU）が新任取締役候補者として当社取締役会で選任された場合又は対象執行役員（在任条件RSU）が当社の執行役員の地位から退任することが当社取締役会で決定した場合に、当社取締役会の決議（以下「確定取締役会決議」といいます。）によって確定します。在任条件RSU制

度の概要は以下のとおりです。確定取締役会決議の後、当社は、対象執行役員（在任条件RSU）との間で、大要、以下の及びの内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、在任条件RSU制度に基づき対象執行役員（在任条件RSU）に割り当てられる当社普通株式（以下「本割当株式（在任条件RSU）」といいます。）は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。なお、本割当株式（在任条件RSU）の割当ては、在任条件RSU制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から対象執行役員（在任条件RSU）に対して支給される金銭報酬債権を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

（在任条件RSU制度の概要）

譲渡制限

対象執行役員（在任条件RSU）は、本割当株式（在任条件RSU）の払込期日より30年間（以下「譲渡制限期間（在任条件RSU）」といいます。）、本割当株式（在任条件RSU）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません（以下「本譲渡制限（在任条件RSU）」といいます。）。

譲渡制限の解除

本譲渡制限（在任条件RSU）は、譲渡制限期間（在任条件RSU）が満了した時点（ただし、譲渡制限期間（在任条件RSU）中に、対象執行役員（在任条件RSU）が当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任の時点とします。）で解除されます。ただし、対象執行役員（在任条件RSU）が本割当株式（在任条件RSU）の払込期日前に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合は、上記の定めにかかわらず、当該対象執行役員（在任条件RSU）への本割当株式（在任条件RSU）の割当てに必要とされる手続きの完了後、可及的速やかな日をもって、本譲渡制限（在任条件RSU）が解除されます。

権利消滅事由

対象執行役員（在任条件RSU）が法令違反行為を行った場合その他当社の在任条件型リストラクテッド・ストック・ユニットに関する内規で定める一定の事由に該当した場合、本権利の一部又は全部は、報酬委員会の審議及び取締役会の決定に従い、無償で消滅します。

組織再編等における取扱い

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が確定取締役会決議の日の満了時より前に到来するときに限ります。）には、当社の取締役会決議により、本権利の数を、必要に応じて合理的に調整するものとし、対象執行役員（在任条件RSU）は、その余の本権利の全部を放棄したものとみなし、当該本権利は当然に無償で消滅します。

（6）当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本割当株式（在任条件RSU）は、譲渡制限期間（在任条件RSU）中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間（在任条件RSU）中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して、対象執行役員（在任条件RSU）が野村証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理され、対象執行役員（在任条件RSU）からの申出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式（在任条件RSU）の振替等は制約されます。当社は、本割当株式（在任条件RSU）に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象執行役員（在任条件RSU）が保有する本割当株式（在任条件RSU）の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象執行役員（在任条件RSU）は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提といたします。

（7）振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上